

障害児通所支援の調査指標関係資料

給付決定において勘案すべき事項(障害児通所給付費等の通所給付決定等について

(平成24年3月30日障発0330第14号)(抜粋))

< 第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 >

① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

② 障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、保護者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。

③ 障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

④ 障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

⑤ 障害児に関する介護給付費等の受給の状況

⑥ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

市町村は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、通所給付決定により当該障害児が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、通所給付決定を行う。

また、支給の要否や支給量については、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の観点から地域における保育所等の一般施策での受入体制等も踏まえた上で、通所給付決定を行う。

⑦ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的な内容

障害児の保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、通所による支援が適当か判断することを想定している。

⑧ 障害児の置かれている環境

障害児通所支援を利用するにあたって、当該障害児が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

⑨ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況

障害児通所給付費等の通所給付決定を行うにあたっては、実際に当該障害児が当該障害児通所支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害児の保護者からの利用予定事業者を聴き取るほか、障害児の保護者からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

給付決定において勘案すべき事項(障害児通所給付費等の通所給付決定等について
 (平成24年3月30日障発0330第14号)(抜粋))
< 別表 5領域11項目の調査の調査項目 >

項目	区分	判断基準
① 食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害 および精神症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ毎日 (週5日以上) の 支援や配 慮等が必 要 ・ 週に1回以 上の支援や配 慮等が必 要 	<p>調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。</p> <p>調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。</p> <p>(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難</p>

「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」概要

※本調査研究は、令和3年度 障害者総合福祉推進事業において、一般社団法人全国児童発達支援協議会が行ったもの

1. 本研究の背景・目的

児童発達支援・放課後等デイサービスに用いられている加算の該当を判定する指標について、その判定をする際の解釈については、障害支援区分の判定に用いる認定調査員マニュアルを参考としている。認定調査員マニュアルは基本成人の方の状態像を想定していることから、乳幼児期・学童期への解釈、判定を行うには、乳幼児期・学童期の障害児の状態像をイメージしづらい点もあり、自治体において判定にバラツキがあることが指摘されている。そのため、乳幼児期・学童期に適し、また、自治体で判定する際に理解しやすく、バラツキの少ない新たな指標案を作成することを目的とする。

2. 概要

(1)検討委員会等の設置・運営

現代の子どもを取り巻く状況を知り得る有識者により検討委員会を構成し、調査内容の検討や取りまとめを行なった。また、新たな指標案の作成については、以下3つのチームを設置。

- ①領域策定チーム：新たな指標案を作成するための領域の策定・整理等を行った。
- ②項目検討チーム：策定された領域に応じて、具体的な項目案の作成等を行った。
- ③調査分析チーム：実態調査等の実施・分析を担当。

(2)現行の指標についての実態調査・分析

(3)新たな指標案として抽出・整理した項目を用いて、事業所でのトライアルと行政へのヒアリングを実施

3. 調査研究の結果及び効果

- 現行指標の使用実態につき実態調査を行った。事業所調査では20% 3257 件、自治体調査では53.7% 939 件の回答を得て、実態の把握と分析、現行指標の課題点について整理を行った。
- 現行指標の反省及び、種々の理念、有識者の意見等を踏まえ、さらに現場の意見を反映させた、多角的かつ発達的にとらえつつ、生活における支援の要点が把握できる形での項目の選定を行った。6領域90項目の具体的な項目に整理され、さらにダイジェスト版として23項目の抽出を行った。思春期にはさらに3項目を加える形に整理された。
- 抽出・整理された項目については、事業所及び自治体にトライアルと、ヒヤリングを行い、課題と意見を集めることができた。

令和3年度 障害者総合福祉推進事業

児童発達支援・放課後等デイサービスの 指標の在り方に関する研究

児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究 報告書 P114

ii) 領域ごとに抽出された項目6領域20項目 + 児童期・思春期のコミュニケーションの1領域の3項目を抽出し、行政担当者による
個別サポート加算 I の調査項目案より

言語・コミュニケーション 2項目（1～2）

言語・コミュニケーション 編

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
2 項 関 係 1 人 － 人 －	お子さんは、楽しい時などに目を合わせますか？	目が合い、微笑んだり、嬉しそうな表情をみせる	子どもが訴えている（要求する）時は目が合う	あまり目が合わない/合っても持続しない	ほとんど目が合わない		行政
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	1対1の関係性について 期待感 共感性 共感的スマイル 例えば「イナイイナイバー」	人との1対1の関係が成立している（経験していた） 人に対する期待感、共感性がある	人との1対1の関係が成立している（経験していた）が、一方的 だったり発信力が弱い 人に対する期待感、共感性が弱い	日があうことはあるが、言葉かけ や感情を共有する場面でないこと が多い			
視点	設問	選択肢					向き
表 出 （ 意 思 の 表 出 ）	お子さんは、どんな方法で自分の意思を伝えますか？	①	②	③	④	⑤	行政
	言葉を使って伝える	身振りで伝える	泣いたり怒ったりして伝える	意思表示がない			
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
2 自 己 表 現 （ 意 思 の 表 現 ）	自分の意思を相手に伝える手段の有無	主に言葉で伝える	意思を伝えようとする方法が主に行動（行きたいところに手を引っ張っていく/ちょうどいなどの動作）や指さしなど	意思を伝えようとはするが方法が不適切（奇声をあげるなど）	意思を伝える気持ちがない/諦めている または意思を伝える手段がない		保護者

人間関係・社会性 8項目（3～10）

人間関係・社会性 編

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
3 人と の 関 わ り （ 他 者 へ の 関 心 興 味 ）	親、友だち、支援者とやりとりしたり、相手からの働きかけに答えられますか	自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	ごく限られた人であれば反応する	自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	過剰に反応するか全く反応しない		すべて
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	親しい人（家族や子どもに直接接する支援者、友だち、仲間）と子どもがどのようにやりとりしたり、働きかけに応じているか (集団を利用している場合は、家族だけでなく、その集団の支援者やそこでの他の子たちへの関心の示し方を聞く)	適度な距離感を保ちながら、相手に自分からやりとりを求めたり、相手からの働きかけに答えることができる	特定の人であれば、関わりが持てる（パターン的な関わり方も含む）	自分から相手に働きかけることはほとんどないが、相手から関わられることに対しては、嫌がることはなく、反応することもある	一方的に自分の思いだけ伝えようとしたり、相手が嫌がっても過剰に近づいていく 逆に、相手が関わってきてても、拒否したり、無関心でほとんど反応しない		
4 遊び や 活 動 度 （ ト ラ ブ ル 頻	同年代の子と一緒に過ごす中で、トラブルが起こることがありますか	①	②	③	④	⑤	行政 事業所
		ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる	トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	支援があっても、解決できる時とできない時がある	常にトラブルが起き、解決できない		
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	一緒に過ごしたことがある、同年代の子1～2人と過ごす中で、トラブルになった時の子どもの様子	自分の意見を伝えたり、相手の意見を聞いて、友達と一緒に解決できる 相手の気持ちを察して、合わせることができることで、トラブルなく過ごせる	支援（子どもが理解できる手段で、あらかじめそこでの過ごし方を伝える、双方の意見を聞く、解決方法をアドバイスする等）があれば、解決できる	支援（その子が理解できる手段で、あらかじめそこでの過ごし方を伝える、双方の意見を聞く、解決方法をアドバイスする等）があっても、解決できる時とできない時がある	相手の意見は一切聞き入れず、自己主張を続ける 常にトラブルが起きている		

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
5 集団への参加状況（～集団参加状）	集団活動に参加できますか	指示やルールを理解して、最初から最後まで参加できる	興味がある内容であれば、部分的に参加できる	支援があれば、その場にはいられる	全く参加できない		行政事業所
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	現在所属している集団（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ等）の自分のクラスの中で、担任（担当者）が設定した集団活動に参加している様子	全体会員への指示で、活動の内容、やり方、ルールを理解して、最初から最後まで参加できる	活動の内容に、興味関心があれば参加できる	支援（子どもが理解できる手段で、内容を説明する等）があれば、理解できる部分には、参加できる	支援があっても、集団活動には参加できない	強い拒否を示したり、その場にいられない	

認知・行動 編

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
6 危険回避行動	危険なことがわかり、気をつけることができますか。	自発的にできる	声かけ等でできる	身体の制止ができる			すべて
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	外出先や屋内で危険な物や場面に気付き、それを避ける行動ができるか。	特に周りで注意しなくても、自分で危険な物や場面を理解して避けることができる。	一人では難しいが、養育者等が声かけや視覚的な手がかりで危険を伝えることで注意ができる場合	体を抑えたり手を引いたりすることが必要。			

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
7 注意力	見聞きしたり物事に取り組む時に、気が散りやすく集中できないことがありますか。	ほとんどない	部分的にある	よくある			すべて
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	他者の話をきく時や課題に取り組む時に周りの様子が気になったり、立ち歩いたり、集中できなくなる。	特に日常生活で気になることはない。本人も周囲も困り感がない。	目につくところに気になるもの(玩具、テレビ、窓など)がある、初めての場所である、興味の薄い内容である等、場合によっては集中できないことがある	集中することが難しく、注意が逸れやすい。			
視点	設問	選択肢					向き
8 見通し(予測) 理解)	見通しを立て、行動をすることが出来ますか。	①	②	③	④	⑤	すべて
	できる	声かけでできる	視覚的な情報があればできる	その他の工夫が必要			
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	一日の生活の流れを理解して行動ができるか。一連の活動において、先を予測して順序立てた行動がとれるか。	自発的に行動でき、介入しなくても日常生活に支障をきたさない。	わからない時もあるが、次の行動を声掛けすればそれに従って行動することができる。	声掛けだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て行動することが出来る。	声かけや視覚的な手がかりのみでは不十分で、他の介入を要する。(例えばメロディやアラーム、体に触れて教える等)		

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
9 見通し（急な変化対応）	急な予定変更に対し、対応できますか。	スムーズにできる	声かけでできる	視覚的な手がかりでできる	その他の工夫が必要対応ができない		すべて
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	一日の流れの中で、当時の予定に変更が生じても理解して対応できるか。一連の活動の中で、行程やゴールに変更が生じても対応できるか。	予定変更を理解し、自発的に対応できる。	最初の指示に対して対応できない時もあるが、次の行動を個別に声掛けすればそれに従って行動することができる。	声掛けだけでは難しいが、次の行動につながる見本や写真などの視覚的な手がかりがあれば、それを見て行動することが出来る。	声掛けや視覚的な情報だけでは不十分で、例えばメロディやアラーム、体に触れて教えること等、他の工夫も必要。 急な予定変更が伝わり難く、混乱してパニックに状態になったりする		
10 その他	突然、自分や相手に対して乱暴な言動をとる時がありますか。	①	②	③	④	⑤	なし
		ほとんどない	ある-対処方法がある	ある-対処方法は特がない			
	パニックなど、突然の出来事に対して感情が抑えられなくなることはない、またはあっても日常生活に大きな支障はない。	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
		感情が抑えられなくなることはない、またはあっても日常生活に大きな支障はない。	特定の場所への移動や物の使用により、乱暴な言動が長期化しない。または、気持ちを鎮めることができる。	いろいろ工夫しても乱暴な言動の収束にすぐには結び付かない。または一定の時間をかけて落ち着くのを待つしかない。			

医療的配慮 2項目 (11~12)

医療的配慮 編

視点		設問	選択肢					向き
1 1	医 療 的 配 慮 (発 作)	発作がありますか	①	②	③	④	⑤	行政
			ある	なし				
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈		
発作の種類、医師の診断の有無		てんかん発作、ぜんそく発作、その他の※チック症は除く 医師の診断の有無、※抗てんかん薬の服薬の有無	抗てんかん薬の服薬がない場合					
視点		設問	選択肢					向き
1 2	医 療 的 配 慮 (胃 瘻 等)	胃瘻／腸瘻の処置を受けていますか	①	②	③	④	⑤	行政
			受けている	受けていない				
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈		
胃瘻・腸瘻のいずれかの確認		選択肢の通り	選択肢の通り ※以前処置を受け ていた場合も含む					

感覚・姿勢・運動 5項目（13～17）

感覚・姿勢・運動 編

視点	設問	選択肢					向き
1 3	感覚器官（聞こえ）	物の音、人の声が聞こえますか。	① 聞こえる。	② 補聴器などの補助装具があれば聞こえる。	③ 聴き取れない音がある。また過敏で補助装具が必要である。	④ 音や声を聞き取ることは難しい。	⑤
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈
	発達障害ではなく聴力が確認できるかの設問	聴力に問題がない。 (0点)	補助装具を使用することで一定の聴力を保つことができる。 (1点)	聴力になんらかの問題がある。 (2点)	補助装具などを使用しても、機能的に音や声を聞き取ることが難しい。		行政
1 4	感覚器官（口腔機能）	食べ物をよく噛んで飲み込むことができますか？	① 食物を噛んで飲み込むことができる	② やわらかい食べ物を、押しつぶして食べれる	③ 食べ物が近づいたら口を開けて取り込み、口を閉じて飲み込める。	④ 哺乳瓶などを使っている。口から食べることが難しい	⑤
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈
	口腔機能の状況を確認する。咀嚼・嚥下の状態、食材の形状による違いがあるか。構造上の課題があるか。	前歯で噛みとり、奥歯でかみつぶせる。 調理方法など特別な配慮を必要としない。 (0点)	食材や調理方法を工夫している。 舌や歯茎で食物を押しつぶして食べれる。 (1点)	口唇にスプーンをあてると開口し、口唇を閉じて飲み込むことができる。 丸呑み。 口蓋裂などへの対応が必要である。 (2点)	口蓋裂・咬合不良・噛みこみなどがある。 栄養摂取は、胃ろうなどの経管栄養で行っている。 (3点)		行政

		設問	選択肢					向き
姿勢の保持（座る） 15	一人で座って、手を使って遊ぶことができますか？	①	②	③	④	⑤	行政	
		一人で座って、手を使って遊べることができます。	手で支えて、座ることができます。からだの一部を支えてあげると、座れる。	からだの一部を支えてあげると、座れる。	座位を取るには、全身を支える必要がある。			
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈		
	一人で座位になり、遊べるか確認する。 座位は臀部が床に接地している。横座り、割座、胡坐、投げ出し座りなど。	自分で座位に起き上れる。 手を使って遊べる。 (0点)	介助者が座位にセットしてあげる必要がある。 座位を保つには、手の支えが必要である（両手や片手で自分で支える）。 正座、投げ出し座り、横座りなどできる方法でよい。 (1点)	肩、胸、腕など体の一部を介助者に支えてもらう必要がある。 からだの一部を支えたり、支えるための工夫があれば座れる。 (2点)	頭の支えを必要とする。 頸がすわっていない。 後ろにもたれた姿勢で座る。 (3点)			
	運動の基本技能（目と足） 16	①	②	③	④	⑤		
		ケンケンが3回以上できる。	交互に足を出して階段を上り、下りできる。	両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる。	階段は、同じ足を先に出してのぼる。	どの動きもできない		
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈		
	手の支え無しで行い、選択肢の行為ができるか確認する。	左右どちらかの足でできれば良い。 (0点)	足の着く位置を目で見て確認しながらも、上ることと下りること両方がスムーズにできる。 (1点)	(2点)	交互に足が出ない。 (3点)	階段昇降・ジャンプ・ケンケンができない（4点？）		

視点	設問	選択肢					向き
		①	②	③	④	⑤	
1 7 ← → （移動一歩）	一人で歩くことができる	一人で歩くことができる	一人で歩くことができるが、近位で見守りが必要	一人で歩くことができるが、手をつなぐなどの介助や杖・保護帽などの補助具	一人で歩けない		行政
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
	装具があれば自立して歩ける人はどこに入れるのかの議論になった。 ①と考えるのか②あるいは③と考えるのか（この項目に限らずこの指標全体で統一する必要がある）。	(0点) 補装具が身体に合っていて自立歩行に支障がない状態	安定性やバランスの面で不安がある状態 (1点) 補装具に慣れておらず、体の使い方にぎこちなさがある状態や補装具を使い始めて間もない場合	②よりも介助が必要な状態 (2点) 補装具をつけているが、転倒が度々ある状態	(3点) 車いすを使用している		

健康・生活 3項目 (18~20)

健康・生活 編

		設問	選択肢					向き
			①	②	③	④	⑤	
		食事について手伝いが必要ですか？	一人で食べられる。	見守りやことば掛けが必要。	一部手伝いが必要。	常に手伝いが必要。		
		解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	
1 8	生活リズムへ食事・手伝い～	食事の際の環境の調整がどのくらい必要か確認します。食べる場所・人・時間・食具・食事の形態など体の成長発達と情緒面の成長でどの程度の手伝いが必要か確認します。過食、拒食、異食行為、反すうなどは④とします。3歳未満児は③～④とします。場所（自宅と園・学校等）が違うことによって、食べる、食べない等がある場合は、食べない状況を基に判断します。	あまり食べこぼしもなく、箸（エジソン箸などの特殊箸を除く）を使用して食事を自分で食べることができる状況です。 年齢相応の食形態で、1日3食食べる習慣がある状況です。	窒息や危ない行動をしないかなどの見守りや食事の進捗状況で、ことば掛けが必要な状況です。 給食を皆と一緒に食べることができる状況です。	食材を小さくしたり、時折食材を口に運ぶ手伝いを要するなどの状況です。スプーンやフォークを使い食べる状況です。	食材を小さくしたり、時折食材を口に運ぶ手伝いを要するなどの状況です。スプーンやフォークを使い食べる状況です。 窒息や椅子からの転落がないかなど常に個別の対応が必要な状況です。 食事に関する介助を払いのける・食器や食材を投げるなどの行為がある。 集団での食事が難しく、個別の環境設定が必要な状況です。		すべて

視点	設問	選択肢					向き	
		①	②	③	④	⑤		
1 9	一人でトイレに行き、排泄ができますか？	一人でトイレに行き、排泄ができる。	見守りやことば掛けで、トイレで排泄ができる。	一部手伝いが必要。	常に手伝いが必要。		すべて	
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈		
	生活リズム（排泄）	排尿・排便に関する行為について、支援が必要かどうかを確認します。 排泄には、尿意便意の表出があるか、トイレでの排泄に関する一連の動作がどの程度できるのか、便座への昇降や姿勢の保持などに介助を要するのか、清潔に対しての認識はどの程度か聞き取る必要があります。 3歳未満児は③～④とします。	尿意・便意を感じとり、トイレでの排泄・ドアの開閉・着衣を下す・便座への昇降・姿勢の保持・排泄・ふき取り・体勢の変換・着衣を上げる・姿勢の保持・流水・手洗い・ドアの開閉・手洗いなど一連の行為を一人でできる状況です。	①の行動をことば掛けで行動し、見守りで行うことができる状況です。	大人がある程度の時間間隔で誘導することでトイレ・オマール等で排泄することができるが、拭き取り等は介助が必要な状況です。 「おしっこ」「うんち」「トイレ」・ジェスチャーなど意思表示もしくは介助を求めることができます。 決まった場所でしか排泄をしたがらない場合で、例えば、決まった便器でしかできない、自宅のトイレ以外ではできない等を含みます。	排泄に関して譲れないルールがある、介助があることに対して拒否がある、排泄物を直接手で触ったり、排泄する場所でないところでの排泄があるような状況です。 導尿・自己導尿の見守り・ストーマや摘便などの医療的介助が必要、おむつや尿取りパットを使用、自立しているがオムツを着用したがる、頻尿がある、月経の対応に手伝いが必要な場合を含みます。		
	設問	選択肢						
	生活習慣（着脱）	着替える時に手伝いが必要ですか、また、汚れた時や濡れた時に自ら着替えることができますか。	手伝わなくてもできる。	見守りやことば掛けがあればできる。	一部、手伝いがあればできる。	常に手伝いが必要。		
	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈	解釈		
	衣類や靴の着脱動作で手伝いが必要か、衣類や靴の形状、素材の選択に配慮が必要か、汚れた際に着替えができる、定期的に古くなった服などをかえることができるかどうかを確認します。 3歳未満児は③～④とします。	衣類の前後を間違えことなく着用したり、靴の左右を間違えることなく履いたりできる、衣類や靴、靴下が汚れた時や濡れた時に自分で気付いて着替えることができる、TPOや気候に合わせた衣類を選択できる等の状況です。	衣類の前後や靴の左右を間違える、ボタンをかけ間違えることがあり、ことばかけや見守りが必要、TPOや気候に合わせた衣類を選択するには、確認が必要な状況です。	ボタンやファスナー等がある場合は手伝いが必要、衣類の前後や靴の左右がわかるように目印をつけたり、置いたりすることが必要な状況です。	一人で衣類を着たり、靴を履いたりすることが難しく、脱ぎ着する時にはほとんど手伝う、衣類が濡れると場面を問わず人前で衣類を脱ぐことがある、感覚の過敏さから衣類の着用や靴下、靴を履くことを極端に嫌がったり、素材が限制されたりする、また感覚の鈍感さから衣類や靴、靴下が濡れたり汚れたりしても、着替えようとせず、手伝いが必要な状況です。			

児童期・思春期のコミュニケーション 3項目 (21~23)

中学生以上のチェック【児童期・思春期必要ポイント3項目】一覧表

番号	項目	設問	設問					向き
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
21	コミュニケーション	お子さんは、自分の気持ちを伝える際にTPOに合わせた言葉の使い方や態度で表現しますか <small>(学童のみ) ※概ね中学・高校生</small>	する	たまにする	ほとんどしない	しない		行政 保護者
		解釈	解釈					
22	コミュニケーション	人との関わりで、トラブルになる言動の有無を確認。	屋内や屋外での声の大きさ、親しい間柄であっても敬語を使用することができるなど、正しい言葉使い。 場所や相手によって言葉使いを使い分けて表現する事ができる。	声が大きい、または小さくて聞き取り難いなど。 声量の調整が難しいが言葉を使い分けて表現できるなど。 理解していると思われるが、気分によってできないことがある。	敬語を使うことはできないが表現する事ができる。 乱暴な言葉使いが多い／一方的な発言が目立つ。 相手から気持ちを確認してもらうことや代弁してもらうなど配慮が無ければ表現する事ができない。 自分の気持ちを伝える際に支援（環境調整）が必要。	選択肢通り。		行政 保護者
23	コミュニケーション	お子さんは、自分の事だけではなく相手の話を聞く、又は聞こうとしますか <small>(学童のみ) ※概ね中学・高校生</small>	する	配慮があればする／しようとする	しない			行政 保護者
		相互理解／合意／折り合いをつける	字義どおりにとらえず、やり取りができる。 トラブルにならないやり取りができる。	口頭の質問に対してイエス、ノーなどの返答はできる。 聞かれた事には答えられる。 視覚的な提示や細かな質問、選択肢があるなど配慮が必要。 配慮があれば答えられる。	一方的な主張のみ繰り返す。 トラブルが多い。 他者に関心がない。			
23	コミュニケーション	同年齢の集団に所属し、集団のルールや相手の感情を察知・理解し遊んだり活動に参加することができますか <small>(学童のみ) ※概ね中学・高校生</small>	する	たまにする	ほとんどしない	しない		行政
		集団適応力や共感性を確認します。 所属する集団とは、事業所、学校のクラス集団とします。	同年齢の集団に所属し、活動に参加することができる	集団の暗黙のルールや雰囲気に気づきにくいが、支援者が言葉かけを行う事で気づき理解することができる	集団の暗黙のルールや雰囲気に気づくのが難しく、支援者の直接的な支援を要す	集団の中にいて過ごすことから練習が必要な状態		
		支援が不要で集団の暗黙のルールや雰囲気に気づき、自ら集団の中で過ごすことができる状況です。	所属する集団の主たる支援者（担任・担当）が対象児の特性を理解し配慮することで集団への参加が可能な状況です。	所属する集団の構成員（児童）に対象児の理解が必要、所属する集団の規模（小グループ化）や構成員（年下のグループにする）等の配慮が必要な状況です。	集団の流れに入るより個人単位の支援が優先され日常生活自体に特別な支援が必要な状況です。			